

第3章 「東京都福祉のまちづくり推進計画」の改定に向けた基本的考え方

1 「推進計画」の目標と計画期間

(1) 目標

推進計画は、福祉のまちづくり条例に基づく、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画である。

平成21年の条例改正では、高齢者や障害者を含めたすべての人が、自らの意思に基づいて社会参加することができ、自己実現を図ることのできる社会とするため、特定の人への取組から一歩進んで、すべての人にとって使いやすい環境となるよう、ユニバーサルデザインを基本理念とすることを明確に位置づけた。

その趣旨を踏まえ、すべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる「ユニバーサルデザインの先進都市東京をめざして」を目標として、推進計画を改定することが望ましい。

(2) 計画期間

社会環境の変化等に柔軟に対応していく必要があることや、継続的改善を図りながら推進計画が目指すべき福祉のまちづくりに向けて、各施策がレベルアップしていくよう、現行計画と同様に、計画期間は5年程度とすることが望ましい。

2 施策の体系

推進協議会では、現行の推進計画に基づく各取組について、評価、検証を行い、今後の主な課題を整理した。これを踏まえ、次期計画において取り組むべき福祉のまちづくり施策の方向性について次のとおり体系化した。(図1)

これに基づき、「すべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくり」を基本的な理念として、福祉のまちづくりに関わる全庁的な取組を総合的かつ計画的に進めていく必要がある。

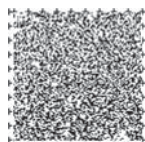
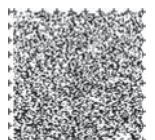
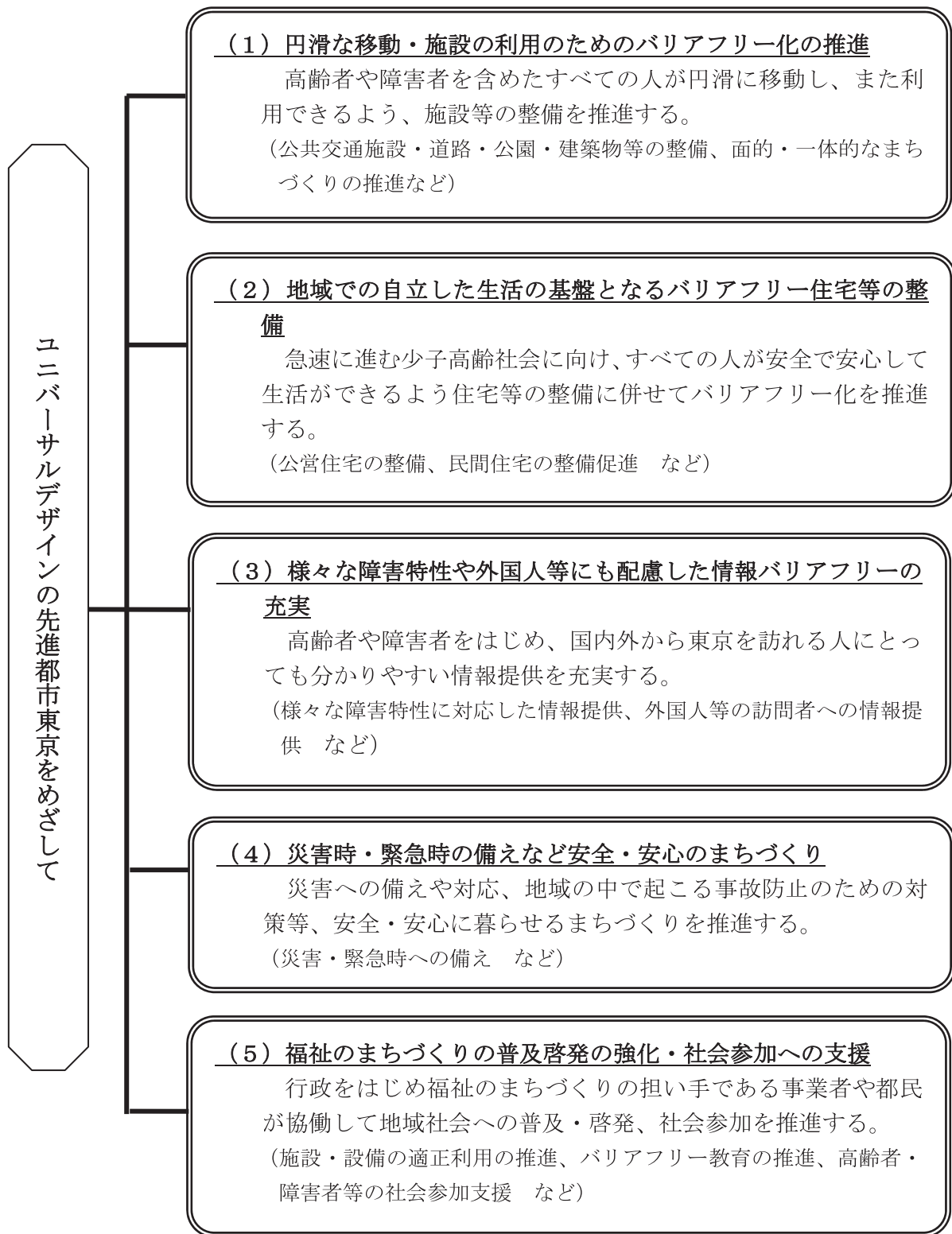
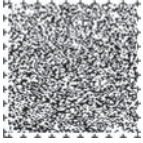


図1 推進計画施策の体系





3 スパイラルアップの仕組みによる計画の進行管理

「第1章4 東京都福祉のまちづくり推進計画事業の実施状況」で述べたとおり、福祉のまちづくりを効果的に推進するため、計画に盛り込む各事業の目標を設定するとともに、結果だけではなくプロセス（過程）も重視し、事業者や都民の参加のもと、検証及び定期的な評価を行い、その結果に基づき新たな施策を講じる、スパイラルアップの仕組みによる進行管理を行うこととしている。

評価に当たっては、①行政による事業の評価、②都民参加による事業の評価、③世論調査の考察、の3つの観点から総合的に行い、次期計画に反映していくこととしている。

このうち、都民参加による事業の評価については、事業の不足部分を指摘するのではなく、すべての人の参加と平等を旨とする福祉のまちづくりの本来の目的にあったものかどうかを検討し、事業をよりよいものにするために、どのように改善すべきかという建設的な意見を出すことを基本的な視点としている。

今回、5つの事業を選定し評価を実施したが、「区市町村福祉のまちづくり取組発表会」で提言した「イベント等開催時のユニバーサルデザインチェックリスト」や、「とうきょうトイレ整備事業」で提言した「とうきょうトイレ整備指針チェックリスト」については、他の事業において同様にイベントやシンポジウム、トイレ整備を行うに当たって広く使用できるものとなっている。

その他にも、「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業」で提言した、事業を実施する補助の相手方への事業主旨の周知徹底、事前・事後評価の仕組みの検討などは、他の事業においても共通して必要な視点である。

都においては、今回実施した評価結果及び提言の趣旨を十分に踏まえ、当該事業だけでなく他の事業においても広く改善の参考としていくことが重要である。

このように、都民参加による事業評価は、多くの示唆を得られるものであったが、一方で、計画全体の進行管理にどう結び付けていくのかなどの課題もあった。

今後は、行政による事業の評価、世論調査の考察と合わせ、次期計画改定につなげていくという目的に沿って、スパイラルアップの仕組みの充実について検討する必要がある。

